

<中小事業主の皆様へ>

令和3年度 職場におけるハラスメント対策総合支援事業 (ハラスメント対策支援コンサルティング・企業内研修)

のご案内

2022年4月1日より中小企業においても、パワハラ防止対策が義務付けられます。


ハラスメント対策に取り組む中小企業を支援するため、
専門家によるコンサルティング/企業内研修を実施します。



そんな企業のお悩みの相談にのります！！

無料でご支援します！

詳細・お申込みは、特設 Web サイト(<https://www.tokiorisk.co.jp/news/2021/2021harassment.html>)まで。

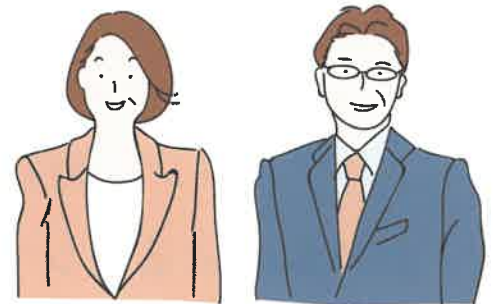
お問合せ	<p>職場のハラスメント対策総合支援事業事務局</p> <p>TEL : 03-3217-5777 (受付時間 : 平日 9:30~17:30)</p> <p>Email : harassment-taisaku@tokiorisk.co.jp</p> <p>東京海上ディーアール株式会社 製品安全・環境本部内 〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-5-1 大手町ファーストスクエア ウェストタワー23F</p>	特別 Web サイト QR コード 
------	--	--

ハラスメント対策支援コンサルティングについて

以下のような流れで、ハラスメント対策のご支援を行います。

※感染症対策のため、原則として**オンライン（Web 会議システム）**にてご支援を実施しますが、ご要望に応じて訪問支援も可能です。

ご支援例 ※貴社状況、ご要望によります	
①	ハラスメント対策状況のヒアリング
②	対策の導入や改善に関するご提案
③	貴社状況を踏まえた研修の実施
④	取組後のフォロー（状況確認）



対象	中小企業 600 社程度（定数に達し次第終了）
実施概要	<ul style="list-style-type: none">■ 専門家によるコンサルティングの実施 専門家（社会保険労務士等）が、ハラスメント対策に関するヒアリング、取組のご提案・アドバイス、取組後のフォローアップ等を行います。■ 企業内研修の実施 企業が効果的にハラスメント対策を実施できるようにするため、パワハラ・セクハラ・マタハラ等の予防・解決の取組のポイント、取組事例、相談対応方法などについて解説します。管理職・一般従業員向け研修ほか、相談窓口担当者向け研修、人事部門向け研修も実施可能です。
実施期間	2021 年 6 月～2022 年 2 月

【申込方法】 特設 Web サイト（<https://www.tokiorisk.co.jp/news/2021/2021harassment.html>）よりお申し込みください。

お問合せ	職場のハラスメント対策総合支援事業事務局 TEL : 03-3217-5777（受付時間：平日 9:30～17:30） Email : harassment-taisaku@tokiorisk.co.jp 東京海上ディーアール株式会社 製品安全・環境本部内 〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-5-1 大手町ファーストスクエア ウェストタワー-23F	特別 Web サイト QRコード
		A square QR code located in the bottom right corner of the contact information box.